

事務連絡

平成26年8月7日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に関する対応について（情報提供）

平成26年3月以降、西アフリカの3か国（ギニア、リベリア及びシエラレオネ）を中心にエボラ出血熱の流行が続いており、今月4日までに、1,711名の患者（疑い例も含む。うち932名死亡。）が報告されています。

エボラ出血熱は、主として患者の体液等（血液、分泌物、吐物・排泄物）に触れることにより感染する疾病であることから、一般の日本人旅行者に対する感染リスクは非常に低いと考えられます。しかしながら、流行地からの帰国者・入国者でエボラ出血熱の疑いがある者について、医療機関等から相談があった場合、別添1の対応フローを参考として、対応をお願いします。あわせて、貴管内でエボラ出血熱に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体の送付に関する手続等について、今一度、確認をお願いいたします。

また、参考情報として、エボラ出血熱に関するQ&Aを別添2のとおり作成しましたので御活用下さい。

参考資料

別添1：エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添2：エボラ出血熱に関するQ&A